

株 主 各 位

証券コード3597

2022年9月13日

広島県福山市新市町大字戸手16番地の2

株式会社 **自重堂**

代表取締役社長 出 原 正 信

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月27日（火曜日）午後6時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市新市町大字戸手126番地
ふれあいセンター（当社 研修センター）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第62期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、ご出席を見合わせることも含めて、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席をいただかなくとも、書面により議決権を行使することができますので、書面での議決権行使をご検討ください。ご来場の株主様は、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。また、感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

- ・なお、当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jichodo.co.jp/>）において周知させていただきます。
- ・決議の結果は、「決議ご通知」の発送を取りやめ、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国のゼロコロナ政策による上海ロックダウンを受けたサプライチェーンの混乱や、欧米各国のインフレ抑制・利上げの動きに伴い、約20年ぶりに130円台後半まで急速に円安が進行するなど、国内外ともに景気の先行きは不透明な状況が続きました。

ワークウェア業界におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する活動制限の緩和により経済活動全般は回復傾向にあるものの、ユーザー企業様においては、資源・エネルギー価格の高騰や急速な円安の進行による仕入価格・物流コスト等の上昇に対応するため、経費抑制の観点から企業ユニフォームの更新を一時的に見送る動きも見受けられ、従来からの新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワークの継続による企業ユニフォーム需要の減少傾向も相まって、依然として厳しい状況で推移いたしました。生産面においては、中国における上海ロックダウンによる物流網の混乱などによる入荷遅れの発生や、資源・エネルギー価格の高騰、急速な円安の進行等により、製造コストは上昇を続けており、厳しい環境が続きました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、機能性に富んだ保守本流のワークウェアブランドである「JICHODO (ジチョウドウ)」、「大人のおしゃれかつこいい」をコンセプトにファッション性を取り入れたワンランク上のブランド「Jawin (ジャウイン)」、スタイリッシュな「かつこいい」デザイン性とストレッチ性などワークウェアとしての機能性を兼ね備え、かつ、価格訴求力のあるブランド「Z-DRAGON (ジードラゴン)」を中心に、ユーザー様の様々な働く環境に適応する商品を取り揃え、商品提案を強化し、売上の拡大に努めてまいりました。また、新たな商品開発も積極的に進め、昨年秋冬商戦より販売を開始した電熱ウェアブランド「FEVER GEAR (フィーバーギア)」に続き、昨今、注目を集めているSDGsに対応した商品として、熱中症対策商品の電動ファン付ウェア「空調服」や、植物由来のPET繊維を使用した商品など、環境配慮型商品についても積極的にPRし、需要の喚起を図ってまいりました。「Jawin (ジャウイン)」ブランドにおいては、今シーズンから北海道日本ハムファイターズの監督に就任し、そのスター性から高い人気で注目を浴びている新庄剛志氏の「BIGBOSS」効果を最大限活かし、「Jawin (ジャウイン)」ブランドの認知度向上とイメージアップに注力してまいりました。

生産面においては、生産スケジュールの前倒しや、海外の協力工場との連携を強化することにより、コロナ禍における生産、物流の遅れを最小限にとどめ、社会基盤を支える「働く人」の必需品として、ワークウェア、医療・介護ウェア、セーフティシューズの安定供給に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、「Jawin (ジャウイン)」、「Z-DRAGON (ジードラゴン)」を中心に個人向け売上は好調に推移し、6月下旬からの猛暑の影響により熱中症対策商品「空調服」も順調に売上を拡大しましたが、原材料

費、並びに資源・エネルギー価格の高騰に伴うコスト上昇や円安の進行の影響により企業ユニフォームの更新需要が伸び悩んだことなどにより売上高は16,983百万円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。営業利益については、原材料費や海上輸送運賃の上昇、円安の進行により仕入コストは上昇しているものの、生産態勢の見直しを進めコスト上昇を極力抑えるとともに、在庫の適正化を進め物流経費を中心に経費削減を行ったことなどにより2,214百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。経常利益は、輸入取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で行っております為替予約取引に係る時価評価によるデリバティブ評価益が前年同期に比べ増加したことなどにより3,016百万円（前連結会計年度比34.3%増）となりました。また、一部有形固定資産について、今後、維持・管理負担の増加が見込まれることや災害リスクの観点から資産効率の改善を図るため売却したことに伴い固定資産売却益を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2,835百万円（前連結会計年度比83.6%増）となり、過去最高益を更新いたしました。

なお、当社グループは単一セグメントに該当するため、事業の種類別セグメントは記載しておりません。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の再拡大・更なる長期化が懸念されるものの、感染防止対策を徹底したうえで経済活動を重視したウィズコロナ、アフターコロナへの移行が進むものと想定されます。一方、世界的なインフレ抑制による景気後退が懸念され、景気の先行きは引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

このような環境の中、当社におきましては、ウィズコロナへの対応を進め、取引先様と従業員の安全を最優先として引き続き感染防止対策を徹底の上、「働く人」の必需品であるワークウェア、医療・介護ウェア、セーフティシューズの安定供給に努めてまいります。原材料費及び物流経費の上昇、資源・エネルギー価格の高騰、円安の進行に伴う仕入価格の上昇に対応するため、2022年10月より7年ぶりに販売価格を改定するとともに、海外生産態勢の見直しを行うなど、引き続き仕入価格の抑制に努めてまいります。

商品面では、SDGsに対応した環境配慮型商品やワークウェアとしての機能性と「カッコいい」デザイン性を兼ね備え、かつ、価格訴求力のある商品の開発・積極的な市場への投入に注力し、引き続き「BIGBOSS」効果も活用して、需要の喚起と売上・利益の拡大に努めてまいります。特に、品質を大幅に改良した電熱ウェアブランド「FEVER GEAR ADVANCE（フィーバーギアアドバンス）」や、販売店のお客様から好評を得ている「BIGBOSS」ベストを今秋冬商戦より積極的に展開し、従来のワークウェアの販売先のみならず、新規流通チャネルの開拓に注力してまいります。そして、引き続き、SNS等を活用した広告宣伝活動を更に強化し、当社ブランドの認知度向上を図ってまいります。また、政府が推奨するDXを進め、業務の効率化も図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は23百万円であり、主たる設備投資は、土地の取得によるものであります。

これらの所要資金につきましては、自己資金により充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 59 期 (2019年6月期)	第 60 期 (2020年6月期)	第 61 期 (2021年6月期)	第 62 期 (2022年6月期) 当連結会計年度
売上高	19,359	18,467	17,882	16,983
経常利益	2,744	2,279	2,245	3,016
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,571	1,603	1,544	2,835
1株当たり当期純利益	545円14銭	556円34銭	535円82銭	983円73銭
純資産	31,488	31,962	33,088	35,041
総資産	38,881	38,204	38,992	40,068

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2022年6月末日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社玄海ソーイング	10,000千円	100%	ユニフォーム製品の製造
株式会社ライオン屋	10,000	100	作業服及び作業関連用品の販売

(注) 株式会社ジェイアイディにつきましては、2021年7月1日付をもって、当社を存続会社として吸収合併いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2022年6月末日現在)

当社グループは、ユニフォーム等の企画、製造、販売を行っており、主要取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
ユニフォーム	ワーキングウェア・医療用白衣・セーフティシューズ他

(7) 主要な事業所 (2022年6月末日現在)

当社：本社（広島）、東京支店、大阪支店、TOC（広島）、
技術開発センター（広島）

(注) TOCは「Jichodo Total Operation Center（自重堂トータル・オペレーション・センター）」の略であります。

株式会社玄海ソーイング：本社工場（長崎）

株式会社ライオン屋：本社（兵庫）

(8) 従業員の状況 (2022年6月末日現在)

部 門	従 業 員 数
販 売 部 門	122名 [36]
製 造 部 門	43名 [41]
物 流 部 門	23名 [156]
管 理 部 門	23名 [4]
合 計	211名 [237]

(注) 従業員数欄の [] は、臨時従業員の当期中の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年6月末日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式7,344,200株
- ② 発行済株式総数 普通株式2,882,848株
- ③ 株主数 5,214名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	所有株式数	持株比率
	千株	%
出 原 正 博	507	17.6
出原ホールディングス株式会社	490	17.0
株式会社広島銀行	139	4.9
株式会社三菱UFJ銀行	130	4.5
住友生命保険相互会社	103	3.6
有限会社ユーエルディー	96	3.3
株式会社オカムラ	79	2.8
野口市子	60	2.1
出原正信	55	1.9
倉敷紡績株式会社	45	1.6

(注) 持株比率は自己株式数(142株)を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

(2022年6月末日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	出 原 正 貴	最高経営責任者兼営業本部長 兼東京支店長兼ユニフォーム事業部長
代表取締役社長	出 原 正 信	商品本部長
常務取締役	富 山 英 朗	業務本部長
取締役相談役	出 原 正 博	株式会社玄海ソーイング代表取締役 ダイキョーニシカワ株式会社社外取締役
取締役最高顧問	出 原 群 三	
取 締 役	渡 辺 林 治	リンジーアドバイス株式会社代表取締役社長 株式会社カワチ薬品社外取締役 慶應義塾大学経営力評価グループ主任研究員 東京大学大学院医学系研究科特任講師
取 締 役	鈴 木 一 穂	Global Bridging合同会社代表 株式会社船大忠代表取締役社長 株式会社GFパートナーズ取締役
常勤監査役	木 村 寿 宏	
監 査 役	高 橋 正 倫	税理士 税理士法人高橋会計事務所代表社員所長
監 査 役	住 吉 真	税理士 税理士法人住吉内山事務所代表社員所長

- (注) 1. 取締役渡辺林治氏及び鈴木一穂氏は社外取締役であり、監査役高橋正倫氏及び住吉真氏は社外監査役であります。
2. 当社は、取締役渡辺林治氏及び鈴木一穂氏、監査役高橋正倫氏及び住吉真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋正倫氏及び住吉真氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2022年6月29日付で常務取締役（ユニフォーム事業部長兼大阪支店長）栗根幹夫氏が辞任し、2021年9月29日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、監査役日村俊之氏が辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	202,296	202,296	—	—	8
うち社外取締役	8,040	8,040	—	—	2
監 査 役	6,295	6,295	—	—	4
うち社外監査役	1,200	1,200	—	—	2
合 計	208,592	208,592	—	—	12

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会において年額550,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 取締役会は、代表取締役社長出原正信に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
 5. 当社は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役渡辺林治、取締役鈴木一穂、監査役高橋正倫及び監査役住吉真の4氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社グループの取締役並びに監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当該被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補てんされることとなります。保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補てんするものであり、1年毎に契約更新しております。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該方針は次のとおりです。

- i. 取締役の報酬は、毎月固定額を支給する基本報酬のみとする。
- ii. 取締役の報酬は、株主総会での選任後、毎年見直しを行い、各個人の月額報酬

- 額を決定し、毎月支給する。
- iii. 取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会決議により、代表取締役に委任する。
- iv. 取締役会決議により委任された代表取締役は、以下の要素を総合的に勘案のうえ、取締役個人の報酬額を決定する。
- ・コンプライアンス・社内規程の遵守、徹底の状況
 - ・経験を活かし、職責を全うしての業績への貢献状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についての適時適切な報告の状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についてのスピーディーな対応
 - ・職務遂行における行動力・実行力といったリーダーシップの発揮の状況
 - ・代表取締役の業務執行の監視状況
 - ・代表取締役への意見具申の状況

⑥ 社外役員に関する事項

イ) 社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	渡辺 林 治	リンジーアドバイス株式会社	代表取締役社長	(注) 1
		株式会社カワチ薬品	社外取締役	(注) 2
		慶應義塾大学経営力評価グループ	主任研究員	(注) 2
		東京大学大学院医学系研究科	特任講師	(注) 2
取締役	鈴木 一 穂	Global Bridging合同会社	代表	(注) 2
		株式会社船大忠	代表取締役社長	(注) 2
		株式会社G F パートナーズ	取締役	(注) 2
監査役	高橋 正 倫	税理士法人高橋会計事務所	代表社員所長	(注) 2
監査役	住 吉 真	税理士法人住吉内山事務所	代表社員所長	(注) 2

(注)1. アドバイザリー業務の委託に関する取引がありますが、その他特別な関係はありません。

2. 特別な関係はありません。

ロ) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
取締役	渡辺 林 治	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、機関投資家としてのグローバルな視点や、研究者としての国内流通市場に関する専門的な視点に基づき、発言を行っております。当事業年度においては、経営戦略に関する適切な助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。
取締役	鈴木 一 穂	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、豊富な海外ビジネス経験に基づくグローバルな視点や、国際金融に関する専門的な視点に基づき、発言を行っております。当事業年度においては、経営戦略に関する適切な助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。

地位	氏名	活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
監査役	高橋正倫	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また監査役会13回全てに出席し、税理士としての経験等に基づき、発言を行っております。
監査役	住吉真	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また監査役会13回全てに出席し、税理士としての経験等に基づき、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
・当社が支払うべき報酬等の額	24,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 業務の適正を確保するための体制
当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。
- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、当社文書取扱規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。また、内部監査室の活動を円滑にするために、各管理規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、損失の危険を発見した場合

には、直ちに内部監査室に報告するよう指導、徹底しております。

内部監査室の監査及び各部署からの報告により、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、内部監査室は、直ちに、経営層、監査役及び担当部門へ報告を行うこととしております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に確認を行っております。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとしております。

日常の職務執行に際しては、組織及び職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとしております。

④ 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスの組織運用規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しており、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対し適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の、更なる周知徹底を図っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のリスク情報の有無を監視するため、子会社等は当社経理部に対し、業務執行状況及び財務状況について、毎月報告書を提出することを義務づけており、また四半期ごとに、当社代表取締役社長及び各担当役員出席のうえで、グループ会議を開催しております。また、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ、当社は子会社等に対して、業務監査及び会計監査を実施しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として、監査役の要求に応じ、都度、監査事務局を設置することとしており、具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定しております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。監査事務局所属の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を執行しその評価については監査役の意見を聴取するものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。
- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことと定めております。また、監査役は事前に取締役と協議することを条件に、当社で行われる全ての会議に出席する権限を有しております。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 重要な会議の開催状況
- 当期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。
- 取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、全ての会議において、社外監査役を含む監査役が出席しております。その他、監査役会は13回、業績報告会議は子会社役員も同席のうえ、12回開催いたしました。
- ② 監査役の職務の執行について
- 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社子会社の取締役を対象に面談を実施しました。また、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。監査役会は、当社の代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。
- ③ 内部監査の実施について
- 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。
- ④ 財務報告に係る内部統制について
- 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しました。
- ⑤ 主な教育・研修の実施状況について
- 各部署の代表からなるコンプライアンス委員会を2回開催し、社員のコンプライアンス意識の向上に向けた施策の検討を行っております。社員のコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、随時、業務に係る法令並びに社内規程に関する勉強会を実施しました。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,310,174	流動負債	3,936,475
現金及び預金	9,118,621	支払手形及び買掛金	2,623,079
受取手形	2,344,110	未払金	382,173
売掛金	2,289,370	未払法人税等	679,569
商品及び製品	13,224,998	賞与引当金	102,262
仕掛品	3,150	その他	149,391
原材料及び貯蔵品	1,796,804	固定負債	1,090,267
その他	535,394	退職給付に係る負債	534,238
貸倒引当金	△2,277	その他	556,028
固定資産	10,758,336	負債合計	5,026,742
有形固定資産	6,033,725	(純資産の部)	
建物及び構築物	1,700,213	株主資本	34,147,619
土地	3,958,667	資本金	2,982,499
その他	374,844	資本剰余金	1,827,189
無形固定資産	25,357	利益剰余金	29,338,915
ソフトウェア	10,892	自己株式	△985
電話加入権	7,765	その他の包括利益累計額	894,149
その他	6,700	その他有価証券評価差額金	863,656
投資その他の資産	4,699,252	為替換算調整勘定	9,427
投資有価証券	2,408,657	退職給付に係る調整累計額	21,065
関係会社出資金	115,901	純資産合計	35,041,768
繰延税金資産	109,703	負債及び純資産合計	40,068,511
その他	2,115,640		
貸倒引当金	△50,650		
資産合計	40,068,511		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,983,490
売上原価		11,510,350
売上総利益		5,473,140
販売費及び一般管理費		3,258,280
営業利益		2,214,859
営業外収益		
受取利息及び配当金	77,008	
デリバティブ評価益	623,555	
受取賃貸料	64,406	
その他の	131,805	896,775
営業外費用		
賃貸収入原価	51,946	
為替差損	1,975	
支払手数料	37,962	
その他の	3,183	95,068
経常利益		3,016,566
特別利益		
固定資産売却益	944,431	
保険解約戻金	49,398	993,830
特別損失		
固定資産売却損	114,698	114,698
税金等調整前当期純利益		3,895,698
法人税、住民税及び事業税		1,034,810
法人税等調整額		24,942
当期純利益		2,835,945
親会社株主に帰属する当期純利益		2,835,945

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,982,499	1,828,530	29,030,880	△1,717,626	32,124,283
会計方針の変更による累積的影響額			53,788		53,788
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,982,499	1,828,530	29,084,668	△1,717,626	32,178,071
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△864,879	—	△864,879
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,835,945	—	2,835,945
自己株式の取得	—	—	—	△1,518	△1,518
自己株式の消却	—	△1,340	△1,716,819	1,718,159	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,340	254,246	1,716,641	1,969,547
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	29,338,915	△985	34,147,619

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	954,694	△4,580	14,597	964,711	33,088,994
会計方針の変更による累積的影響額					53,788
会計方針の変更を反映した当期首残高	954,694	△4,580	14,597	964,711	33,142,782
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△864,879
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	2,835,945
自己株式の取得	—	—	—	—	△1,518
自己株式の消却	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△91,037	14,008	6,467	△70,562	△70,562
当 期 変 動 額 合 計	△91,037	14,008	6,467	△70,562	1,898,985
当 期 末 残 高	863,656	9,427	21,065	894,149	35,041,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社 (株)玄海ソーイング、(株)ライオン屋
 (2) 非連結子会社 1社 該当事項はありません。
 連結子会社でありました株式会社ジェイアイディは、2021年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社 1社 南山自重堂防護科技有限公司
 持分法適用会社の決算日は12月31日であり、当該事業年度に係る計算書類を使用しております。
 (2) 持分法非適用会社 1社 立川繊維(株)
 関連会社1社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、この会社に対する投資について持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)ライオン屋の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 ② デリバティブ 時価法
 ③ 棚卸資産 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。
 なお、一部連結子会社については、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 （リース資産を除く） 当社及び連結子会社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物及び構築物 15～50年
 ② 無形固定資産
 （リース資産を除く） 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 ② 賞与引当金 当社及び連結子会社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表について、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」にそれぞれ表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価算定会計基準等の適用による、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

商品及び製品 13,224,998千円

2. 見積内容に関する理解に資する情報

商品及び製品は、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、収益性が低下していると考えられる商品については、収益性の低下の事実を連結計算書類に反映させるために簿価を切り下げて評価しております。

商品及び製品の評価にあたっては、商品及び製品の保有年数や回転期間、過去の販売実績などを踏まえた将来の販売可能性を見積もっております。

需要環境の変化等により将来の販売可能性に関する見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に商品及び製品の評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,778,765千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	3,230,701株	—株	347,853株	2,882,848株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年9月29日決議	普通株式	864,879千円	300.00円	2021年6月30日	2021年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年9月28日決議	普通株式	利益剰余金	864,811千円	300.00円	2022年6月30日	2022年9月29日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理細則によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。デリバティブ取引については、外貨建の営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額57,797千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①投資有価証券 その他有価証券	2,350,859	2,350,859	—
②デリバティブ取引	681,163	681,163	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 - ・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 - ・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
①投資有価証券 その他有価証券 株式	2,350,859	—	—	2,350,859
②デリバティブ取引	—	681,163	—	681,163

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当ありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。2022年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,459千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,561,114	△646,119	914,995	892,591

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはユニフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をエリア区分に分類した情報は、次のとおりであります。

エリア区分	報告セグメント（千円）
	ユニフォーム事業
本社（東海・北陸・中四国・九州）	5,831,701
東京支店（北海道・東北・関東・甲信越）	6,510,169
大阪支店（関西）	4,641,619
顧客との契約から生じる収益	16,983,490
外部顧客への売上高	16,983,490

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を主な事業としております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

取引価格の算定にあたっては、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意された価格をもって取引価格としております。

契約に含まれる履行義務は単一の履行義務であり、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

記載すべき事項はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 12,155円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 983円73銭 |

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,770,366	流動負債	3,796,217
現金及び預金	8,790,342	支払手形	1,411,559
受取手形	2,321,092	買掛金	1,108,852
売掛金	2,214,552	未払金	383,116
商品及び製品	13,112,426	未払費用	64,413
仕掛品	3,141	未払法人税等	662,971
材料及び貯蔵品	1,795,990	賞与引当金	96,060
短期貸付金	22,541	その他	69,243
その他の金	512,556		
貸倒引当金	△2,277	固定負債	1,119,576
固定資産	11,096,901	退職給付引当金	563,547
有形固定資産	5,691,665	未払役員退職慰労金	365,880
建物	1,645,919	その他	190,148
構築物	33,524	負債合計	4,915,794
機械及び装置	274,813		
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具器具備品	83,005	株主資本	34,087,817
土地	3,654,402	資本金	2,982,499
リース資産	0	資本剰余金	1,827,189
無形固定資産	23,567	資本準備金	1,827,189
ソフトウェア	9,192	利益剰余金	29,279,113
電話加入権	7,675	利益準備金	440,000
その他	6,700	その他利益剰余金	28,839,113
投資その他の資産	5,381,668	別途積立金	17,114,000
投資有価証券	2,395,299	繰越利益剰余金	11,725,113
関係会社株	724,445	自己株式	△985
出資	200	評価・換算差額等	863,656
関係会社出資金	131,440	その他有価証券評価差額金	863,656
長期前払費用	37,164	純資産合計	34,951,473
保険積立金	1,334,164		
繰延税金資産	90,422	負債及び純資産合計	39,867,267
その他	719,182		
貸倒引当金	△50,650		
資産合計	39,867,267		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,421,459
売上原価	10,706,379
売上総利益	4,715,080
販売費及び一般管理費	2,875,724
営業利益	1,839,355
営業外収益	
受取利息及び配当金	76,715
デリバティブ評価益	623,555
受取賃貸料	67,892
その他の他	128,678
営業外費用	
賃貸収入原価	53,325
為替差損	1,975
支払手数料	37,962
その他の他	2,713
経常利益	2,640,219
特別利益	
固定資産売却益	944,431
保険解約返戻金	49,398
抱合せ株式消滅差益	1,922,165
特別損失	
固定資産売却損	114,698
税引前当期純利益	5,441,517
法人税、住民税及び事業税	1,001,336
法人税等調整額	△754
当期純利益	4,440,935

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,982,499	1,827,189	1,340	440,000	17,114,000	9,812,088	△1,717,626	30,459,490	
会計方針の変更による累積的影響額						53,788		53,788	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,982,499	1,827,189	1,340	440,000	17,114,000	9,865,876	△1,717,626	30,513,279	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△864,879	—	△864,879	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	4,440,935	—	4,440,935	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1,518	△1,518	
自己株式の消却	—	—	△1,340	—	—	△1,716,819	1,718,159	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,340	—	—	1,859,237	1,716,641	3,574,537	
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	—	440,000	17,114,000	11,725,113	△985	34,087,817	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	954,721	954,721	31,414,212
会計方針の変更による累積的影響額			53,788
会計方針の変更を反映した当期首残高	954,721	954,721	31,468,001
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	—	—	△864,879
当 期 純 利 益	—	—	4,440,935
自己株式の取得	—	—	△1,518
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△91,065	△91,065	△91,065
当 期 変 動 額 合 計	△91,065	△91,065	3,483,472
当 期 末 残 高	863,656	863,656	34,951,473

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品、仕掛品、原材料 月次総平均法（補助材料の一部については個別法）による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - （リース資産を除く） 建物 15～50年
 - 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - （リース資産を除く）
 - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付の見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次発生年度から費用処理しております。
7. 退職給付に係る会計処理
 - 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準
 - 当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価算定会計基準等の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品及び製品 13,112,426千円
2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結計算書類の連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記(商品及び製品の評価)に記載した内容と同一であります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,659,218千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 17,704千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務 3,121千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 149,814千円
2. 関係会社に対する営業費用 53,472千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 4,943千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	347,771株	224株	347,853株	142株

(注) 普通株式の増加224株は単元未満株式の買取りによるものであります。普通株式の減少347,853株は自己株式の消却によるものであります。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29,298千円
退職給付引当金	171,882千円
減価償却費	171,243千円
貸倒引当金	15,448千円
投資有価証券評価損	20,542千円
未払役員退職慰労金	111,593千円
その他	127,925千円
小計	647,933千円
評価性引当額	△178,496千円
繰延税金資産の総額	469,437千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△379,014千円
繰延税金負債の総額	△379,014千円
繰延税金資産の純額	90,422千円

VIII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

IX. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年4月27日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日付で、当社の子会社である(株)ジェイアイディを吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併企業の名称：(株)ジェイアイディ

事業の内容：ユニフォーム、メンズカジュアル、医療・介護ウェア、セーフティシューズの開発輸入

(2) 合併日

2021年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、(株)ジェイアイディを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

(株)自重堂

(5) その他取引の概要に関する事項

当社商品の開発輸入を行っている(株)ジェイアイディを吸収合併することにより、経営の効率化によるガバナンス強化、並びに、事業競争力の更なる向上を図ってまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	12,124円54銭
2. 1株当たり当期純利益	1,540円47銭

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	家元清文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡康治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社自重堂の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社自重堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	家元清文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡康治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社自重堂の2021年7月1日から2022年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月30日

株式会社自重堂 監査役会

常勤監査役 木村 寿宏 ㊟

監査役 高橋 正倫 ㊟

監査役 住吉 真 ㊟

(注) 監査役 高橋正倫及び監査役 住吉 真は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金300円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は864,811,800円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<u>（参考書類等のインターネット開示）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新 設>	(電子提供措置等)
	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新 設>	(附則)
	1. 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
	2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	いで はら まさ たか 出原正貴 (1964年1月18日生)	1987年4月 全日本空輸株式会社入社 1998年7月 当社入社 2000年9月 取締役 2002年7月 常務取締役 2004年9月 専務取締役営業本部長 2007年9月 取締役副社長営業本部長 2010年7月 代表取締役社長営業本部長 2014年9月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長 2019年6月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長兼東京支店長 2022年6月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長兼東京支店長 兼ユニフォーム事業部長(現任)	26,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	いで ほら まさ のぶ 出原正信 (1967年6月13日生)	1990年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年6月 カリフォルニア大学バークレー校 MBA取得 2002年8月 日本ペイント株式会社入社 F P 事業部マーケティング部部长 当社入社 常任顧問 2004年7月 取締役 2004年9月 取締役 2005年7月 常務取締役 2007年9月 専務取締役 2010年7月 取締役副社長商品本部長 2014年9月 代表取締役社長商品本部長（現任）	55,500株
3	とみ やま ひで あき 富山英朗 (1968年5月4日生)	1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2019年7月 当社入社 顧問 2019年9月 常務取締役業務本部長（現任）	一株
4	いで ほら まさ ひろ 出原正博 (1954年2月15日生)	1976年4月 株式会社日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行 1998年6月 当社入社 常任顧問 1998年9月 取締役 2000年9月 代表取締役専務 2002年9月 代表取締役社長 2010年7月 代表取締役 2010年9月 代表取締役副会長 2014年9月 取締役相談役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社玄海ソーイング代表取締役 ダイキョーニシカワ株式会社社外取締役	507,887株
5	いで ほら ぐん ぞう 出原群三 (1938年8月15日生)	1961年4月 株式会社明電舎入社 1971年5月 当社入社 東京支店支店長 1971年8月 取締役 1975年7月 専務取締役 1987年7月 代表取締役副社長 1993年9月 代表取締役社長 2002年9月 代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 2014年9月 取締役最高顧問（現任）	5,408株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
6	わた なべ りん じ 渡 辺 林 治 (1966年11月18日生)	<p>1990年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>1995年9月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 MBA取得</p> <p>1999年11月 シュローダー投信投資顧問株式会社 (現シュローダー・インベストメン ト・マネジメント株式会社)入社</p> <p>2009年3月 リンジーアドバイス株式会社代表取 締役社長(現任)</p> <p>2011年10月 慶應義塾大学博士(商学)取得 慶應義塾大学経営力評価グループ主 任研究員(現任)</p> <p>2015年8月 アスクル株式会社社外監査役</p> <p>2015年9月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2016年6月 株式会社カワチ薬品社外取締役(現任)</p> <p>2017年10月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 エグゼクティブ・コーポレートガバ ナンスプログラム修了</p> <p>2019年4月 東京大学大学院医学系研究科 客員研究員</p> <p>2020年9月 東京大学大学院医学系研究科 特任講師(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) リンジーアドバイス株式会社代表取締役社長 株式会社カワチ薬品社外取締役 慶應義塾大学経営力評価グループ主任研究員 東京大学大学院医学系研究科特任講師</p>	一株
7	すず き かず ほ 鈴 木 一 穂 (1970年1月15日生)	<p>1992年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社 みずほ銀行)入行</p> <p>2015年4月 Global Bridging合同会社代表(現 任)</p> <p>2015年9月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2016年9月 株式会社船大忠代表取締役社長(現 任)</p> <p>2020年10月 株式会社GFパートナーズ取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Global Bridging合同会社代表 株式会社船大忠代表取締役社長 株式会社GFパートナーズ取締役</p>	一株

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡辺林治氏、鈴木一穂氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
3. 各候補者を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ①出原正貴氏、出原正信氏、富山英朗氏、出原正博氏、出原群三氏については、当社事業に関する多様な業務に携わっており、企業経営・組織運営に関する豊富な知識・経験・専門性等を有しております。以上から、当社は各氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。
- ②渡辺林治氏は、現役の経営者であり、機関投資家としてのグローバルな視点を有しており、また、国内流通市場に関する専門的な見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
- ③鈴木一穂氏は、現役の経営者であり、豊富な海外ビジネス経験によるグローバルな視点を有しており、また、国際金融に関して幅広い人脈と経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
4. 当社は渡辺林治氏、鈴木一穂氏との間で、それぞれ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 渡辺林治氏、鈴木一穂氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって両氏とも7年であります。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告7頁をご参照ください。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、大久保道男氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位	所有する 当社株式の数
おおくぼみちお 大久保道男 (1959年10月16日生)	1998年5月 大久保道男税理士事務所開業 所長就任(現任) (重要な兼職の状況) 大久保道男税理士事務所 所長 (一社)日税連税法データベース 副会長	一株

- (注)1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大久保道男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。大久保道男氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識を有しており、当社の業務執行の指導及び監査に活かして頂くことが期待できるためであります。
3. 大久保道男氏が社外監査役として就任することになった場合には、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、大久保道男氏が社外監査役として就任することになった場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告7頁をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市新市町大字戸手126番地
ふれあいセンター（当社 研修センター）
TEL (0847) 51-5833

交 通 電車 JR福塩線上戸手駅下車徒歩約5分
（JR山陽本線福山駅乗換）

バス JR福山駅前、中国バス府中方面行乗車
戸手高校入口停留所下車徒歩約2分

